

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署等:市民生活部市民参加推進課(指定管理者) No.006

処 分 名	市民活動センターの使用料の還付
処 分 の 概 要	既納の使用料は、還付しません。ただし、基準の要件に該当した場合、市民活動センターの使用の許可を受ける者に対して、使用料の全部又は一部を還付することができます。
根拠条例等・条項	春日部市市民活動センター条例（平成 22 年条例第 38 号）第 16 条 春日部市市民活動センター条例施行規則（平成 23 年規則第 55 号）第 9 条
審 査 基 準	◎次の (1)～(3)の要件のいずれかに該当した場合、市民活動センターの使用料が還付されます。 (1) 公用又は公共用に供するため使用の許可を取消したとき (2) 使用者の責めに帰することができない理由により、施設等を使用することができないとき。 ・災害などにより施設自体が使用できない場合や、災害や事故などに伴う交通機関の途絶などの不可抗力により使用できない場合等を指します。 (3) その他市長が特に必要と認めたとき。
標準処理期間	30 日
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	市民活動センター窓口への提出
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市市民活動センター条例

(使用料の還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰すことができない理由によりセンターを使用することができないとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

■春日部市市民活動センター条例施行規則

(使用料の還付)

第9条 条例第16条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第16条第1号又は第2号に該当するとき 全額の還付
- (2) 使用する日の7日前までに使用を取り消す旨の届出があったとき 全額の還付

- (3) 前2号に掲げるもののほか、使用の許可の変更により既納の使用料に差額が生じたとき 当該変更によって生じた額の還付

(還付の手続)

第10条 使用料の還付を受けようとするものは、春日部市市民活動センター使用料還付申請書(様式第9号)に当該使用に係る許可書を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、前条第2号に該当して還付を受けようとする者は、使用を取り消す旨の届出と同時に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請のあったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市市民活動センター使用料還付通知書(様式第10号)により申請したものに通知し、使用料を還付するものとする。